

件名	国営道前道後平野農業水利改良事業の負担金に関する条例を廃止する条例
主管課	農地整備課
根拠法令等	
【廃止の概要】 国営道前道後平野農業水利改良事業の負担金に関する条例の廃止 国営道前道後平野農業水利改良事業（当初事業）に係る負担金の徴収が完了したため、及び国営道前道後平野土地改良事業（現行事業）に係る地元負担金を関係市町の負担とすることとしたため、この条例を廃止する。	

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

- 1 国営道前道後平野農業水利改良事業（当初事業）
 地元土地改良区から徴収（S57年度に償還済）
- 2 国営道前道後平野土地改良事業（現行事業）
 地元市町が負担（2月県議会で負担金について議決）
 4市2町（松山市、西条市、伊予市、東温市、松前町、砥部町）
 土地改良法
 ・第90条第1項
国は、政令で定めるところにより、～都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。
 ・第90条第9項
 第1項の都道府県は、第2項から第5項まで及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、国営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、第1項の規定による負担金の一部を負担させることができる。
 ・第90条第10項
 第1項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

事業費負担額一覧（現行事業）

地区名	工種	負担区分（％）		
		国	県	地元
道前道後平野 一期	水路	(60)	(30)	(10)
		2/3	1/4	1/12
道前道後平野 二期	ダム	(70)	(30)	(0)
		2/3	1/3	0
	水路	(60)	(30)	(10)
		2/3	1/4	1/12
合計	小計			

注 負担区分欄の（ ）は、平成4年度までの負担区分率を示す。